

平成21年度 戦略的国際科学技術協力推進事業  
日本－中国（MOST）研究交流  
「環境に関する健康問題に係わる研究」  
提案募集（応募期限：2009年6月15日午後5時）

科学技術振興機構は、1980年5月に締結された日中科学技術協力協定および2003年2月の日中科学技術協力委員会の論議を踏まえて、「環境保全及び環境低負荷型社会の構築のための科学技術」に係わる支援を、2004年度から中国国家科学自然科学基金委員会（NSFC）との間で実施しています。

中国の科学技術部（MOST）国際合作司との間でも2007年から同分野での共同支援を行っていますが、平成21年度は「環境に関する健康問題に係わる研究」をJSTとMOSTで共同支援することとなりました。

## I. 概要

### I-1. プログラムの目的と研究領域

本プログラムの目的は、「環境に関する健康問題に係わる研究」分野での日中間の研究交流を強化することにより、日中の科学技術協力を推進することにあります。

具体的には、以下の領域で研究交流を実施します。

- (1) 環境問題から健康被害に至るプロセスのメカニズム解明に係わる研究
- (2) 環境問題の発生、拡散に関する防止・抑止及びその効果に関する研究

### I-2. 応募資格

日本側研究代表者は、日本国内の大学、研究機関、企業に所属する研究者であることが必要です。

中国側研究代表者は、中国国内の大学、研究機関、企業に所属する研究者であることが必要です。

採択されるためには、日本と中国においてすでに研究基盤のある研究がさらに強化され、付加的な価値が創出される研究交流であることが必要です。

なお、中国科学技術部（MOST）又は中国国家自然科学基金委員会（NSFC）との間で実施されているJSTの戦略的国際科学技術協力推進事業において既に支援を受けている研究者は、内容の異なる研究交流課題を改めて提案することはできるが、既に支援を受けている研究交流課題と同じ内容で採択されることはありません。

また、「気候変動」に係る課題は、同時期に実施される「気候変動」分野での公募に応募してください。

### I-3. 支援の概要

JSTとMOSTは、研究者同士の相互訪問を含んだ研究交流プロジェクトを支援します。

招聘費用を除いて、JSTは日本側研究者を支援し、MOSTは中国側研究者を支援します。

## II. 具体的な支援の内容

応募状況にも依存しますが、今回の公募で5課題程度を支援する予定です。

### II-1. 研究課題当たりの予算規模

#### II-1. 1 JST（日本側研究者にのみ適用）

研究交流の内容により各年度の予算は異なりますが、3年間の総額で2,250万円程度（750万円/年）を上限とします。（毎年一定でない提案も可能です。）

本事業予算の関係上、各年度の額については調整させていただく場合もあります。

設備備品費は、原則として初年度のみ支援します。

#### II-1. 2 MOST（中国側研究者にのみ適用）

研究交流の内容により各年度の予算は異なりますが、3年間の総額で120万人民元程度（40万人民元/年）を上限とします。（毎年一定でない提案も可能です。）

本事業予算の関係上、各年度の額については調整させていただく場合もあります。

設備備品費は、原則として初年度のみ支援します。

### II-2. 支援期間

研究交流開始から正味3年間を最長とします。

研究交流開始を2010年3月頃と予定していますが、最終的にはJST、MOSTの協議により決定します。

### II-3. 支援の詳細

本プログラムは、日中研究交流に関わる追加的費用（試験研究費、旅費、セミナー/シンポジウム開催費等）を支援するためのものです。そのため日中の研究グループにおいては、主要な研究設備がすでに整えられていることが前提となります。

#### II-3. 1 応募者とJST/MOSTとの契約

##### II-3. 1. 1 JST

本プログラムで支援した研究交流の成果として何らかの知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係わる著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）が生み出された場合、日本側と中国側の関係する研究機関同士は、かかる知的財産権の帰属について十分に協議してください。

支援の実施にあたり、JSTは日本の大学・公的研究機関等（以下「大学等」という。）と委託研究契約を締結することを原則としています。委託研究契約は研究交流期間内で年度毎に締結します。契約締結に当たっては、本事業にか

かわる一切の執行事務手続きを大学等で実施することを前提にしています。本事業により生じた日本側に帰属すべき知的財産権は、契約により産業技術力強化法第19条（日本版バイドール条項）、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条を適用し、原則として研究代表者の所属する大学等に帰属させることが可能です。

### II-3. 1. 2 MOST

本プログラムで支援した研究交流の成果として何らかの知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係わる著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）が生み出された場合、日本側と中国側の関係する研究機関同士は、かかる知的財産権の帰属について十分に協議してください。

支援の実施にあたり、MOSTは中国の大学・公的研究機関等（以下「大学等」という。）と委託研究契約を締結することを原則としています。研究交流期間において、MOSTの国際科学技術協力プロジェクト管理方法に基づき、研究を管理します。本事業により生じた中国側に帰属すべき知的財産権は、中国現行の法律及び法規、規定に基づいてその帰属先が決定されます。

### II-3. 2 研究者間の契約

- (1) 具体的な研究交流を実施する上で共同研究契約等が必要であれば、日本と中国の研究機関等間で契約を締結していただきます。知的財産権の取り扱いについて関係研究機関同士で十分話し合っておくことを強く推奨します。そのような契約が締結されている場合には、応募申請書の中にその旨記述してください。
- (2) 研究交流費のうち旅費については、日本側研究者の中国国内での内国旅費、滞在費は中国側研究機関が負担し、中国側研究者の日本国内での内国旅費、滞在費は日本側研究機関が負担することとなっていることから、日本と中国の研究機関等間で、十分協議の上、交流計画を作成していただくことを強く推奨します。
- (3) 相手国内で観測・実験等を行う際に必要な関係当局への申請等の手続き、データの利用、相手国外への持ち出しに係わる関係当局への申請等の手続きについては、日本と中国の研究機関等間で十分調査し、必要な手続きをとっていただくことを強く推奨します。

### II-3. 3 支出費目

本事業において、招聘費用を除き、日本側研究者に係わる費用はJSTが支援し、中国側研究者に係わる費用はMOSTが支援します。

支援費は、研究交流費と試験研究費で構成されています。本事業の目的が国際的な研究交流を促進することにある点に鑑み、研究交流活動により多くの支援費が配分されることを期待します。

#### II-3. 3. 1 JST（日本側応募者にのみ適用）

- (1) 研究交流費
  - ① 旅費

原則として、旅費は研究代表者の所属する大学等の旅費規程に従って支出してください。

a. 日本側研究者に係わる費用

(ア) 外国旅費

中国で実施する研究交流に参加するための外国旅費は、派遣研究者の総派遣日数により、二つのケースに分けて申請してください。

- ・ ケース 1：総派遣日数が 180 人・日／年以内  
○ 渡航費（可能な範囲の低廉航空費）は、JST 負担となります。中国における食費、宿泊費及び内国旅費は、180 人・日／年以内であれば、MOST 負担となります。
- ・ ケース 2：総派遣日数が 180 人・日／年を超えた場合  
○ 渡航費（可能な範囲の低廉航空費）と 180 人・日を超えた部分の中国における食費、宿泊費と内国旅費は、日本側研究者が JST へ申請してください。

(イ) 国内旅費

○ 研究交流のための国内旅費

b. 中国側研究者に係わる費用

○ 日本における食費、宿泊費、及び国内旅費

申請の対象となるのは、各年度の受入研究者の総滞在日数が 180 人・日以内の費用。180 人・日／年を超えた費用は中国側研究者が MOST に申請してください。

なお、同一研究者の 91 日以上 180 日以内の長期滞在では、家賃を含めて 35 万円／月（諸経費込み）を一月の滞在費の上限とします。

② シンポジウム等開催費

シンポジウムやセミナー開催に係る以下の経費を対象とします。

シンポジウム／セミナー用消耗品、印刷製本費、通信運搬費、会議費（アルコール類等は支出対象外）、謝金、雑役務費等

(2) 試験研究費

① 設備備品費（原則として初年度のみ）

既存の施設・設備を十分活用することを前提としていることから、日中研究交流に必須な設備のみを対象とします。原則として初年度のみとなります。

② 消耗品費

原材料、消耗品、消耗器材、薬品類等の調達に必要な経費。

③ 謝金等

人材派遣等の人件費や講演依頼謝金等に関わる経費。

#### ④ その他

ソフトウェア作成費、設備の賃貸料（リース又はレンタル料等）、機材運搬費等、上記の費目に該当しない経費。

#### (3) 間接経費

間接経費は、本事業にかかわる一切の執行事務手続きを大学等で実施することを前提として、研究交流費と試験研究費の合計の10%以下を原則として支出することができます。但し大学等において間接経費等の算定方式を規則等で定めている場合は、協議によりその算定方式を適用することができます。なお、間接経費は総予算額の内枠として計上してください。

#### (4) 支出できない費目

以下に示す費目を支出することはできません。

- ① 建物等施設の建設、不動産取得に関する費用
- ② 大規模な設備備品を購入するための費用
- ③ 研究交流の期間中に発生した事故・災害の処理のための費用
- ④ その他当該研究交流の実施に関連のない費用

### II-3. 3. 2 MOST（中国側応募者にのみ適用）

#### (1) 研究交流費

原則として、旅費は研究代表者の所属する大学等の旅費規程に従って支出してください。

##### a. 中国側研究者に係わる費用

###### (ア) 外国旅費

日本で実施する研究交流に参加するための外国旅費は、派遣研究者の総派遣日数により、二つのケースに分けて申請してください。

- ・ ケース1：総派遣日数が180人・日/年以内  
○ 渡航費（中国財政部の規定により、可能な範囲の低廉航空費）はMOST 負担となります。日本における食費、宿泊費、及び内国旅費は、180人・日/年以内であれば、JST 負担となります。
- ・ ケース2：総派遣日数が180人・日/年を超えた場合  
○ 渡航費（中国財政部の規定により、可能な範囲の低廉航空費）と180人・日/年を超えた部分の日本における食費、宿泊費と内国旅費は、中国側研究者がMOST へ申請してください。

###### (イ) 国内旅費

○ 研究交流のための国内旅費

##### b. 日本側研究者に係わる費用

○ 中国における食費、宿泊費、及び国内旅費

申請の対象となるのは、各年度の受入研究者の総滞在日数が180人・日/年以内の費用。180人・日/年を超えた費用は日本側研究者がJST に申請してください。

なお、同一研究者の91日以上180日以内の長期滞在では、家賃を含めた一月の滞在費（諸経費込み）は、中国財政部が定めた基準を上限とします。

- (2) 試験研究費、シンポジウム等開催費、間接経費、支出できない費目は、中国財政部と科学技術部の関係規定に基づく必要があります。

### III. 応募

応募は、日中双方の研究者が共同協議の上、日本側研究者はJSTに、中国側研究者はMOSTに申請を行ってください。双方研究者は同じ項目の英語版書式を共同で記入する他、それぞれ日本語版と中国語版の書式に記入する必要があります。JSTから配布する日本語版の申請書式とMOSTから配布する中国語版の申請書式は若干の違いがあります。

申請書類には次の記述が必要。

- a) 日本側研究者と中国側研究者がそれぞれ研究交流の中で何を行うのかを明確に示しつつ、どのような協力が行われるかについての記載を含んだ、研究交流に関する記述
- b) 科学的のみならず、産業・社会的観点から期待される成果に関する記述
- c) 研究交流の根幹をなす現在行われている研究及び日本・中国グループの各々の強みに関する記述
- d) 両グループがどのように競争し、技術及びその他の資源を相互に補いあうのかを含めた、研究交流がもたらす付加価値に関する記述
- e) 長期的にみてその研究交流が、日中の研究協力をいかに強化するのかに関する記述
- f) 他の類似活動と比して、提案する共同研究が優れている理由

#### III-1 申請書式

双方の研究者は以下の書式に従い、英語版(E)を提出してください。なお、中国側研究者は中国語版(MOSTのホームページからダウンロード可)を、日本側研究者は日本語版(J)も提出してください。

Form-1J/E	申請概要（研究課題名、研究代表者、研究期間）
Form-2J/E	要約
Form-3J/E	研究代表者情報（経歴（※））
Form-4J/E	日本及び中国の研究交流者一覧
Form-5J/E	研究交流の概要－6ページ以内－
Form-6J/E	研究交流計画
Form-7 E	日本側代表研究者の最近5年間の論文他
Form-8 E	中国側研究者の最近5年間の論文他
Form-9 J/E	年度毎の経費計画

(※) 日本と中国両国の研究代表者の経歴を記述してください。その中に

は、学歴、職歴（所属機関と役職）、所属学会を含めてください。  
なお、A4サイズの1/2以内に収めてください。

### Ⅲ－２ 申請書式の作成

応募者はⅢ－１で記載したすべての申請書式を作成してください。

### Ⅲ－３ 申請書式の提出について

応募の締切は2009年6月15日(月)とします。

日本側研究者は府省共通研究開発管理システム (<http://www.e-rad.go.jp/index.html>) を通じて応募してください。日本側の締切は2009年6月15日午後5時とします。

中国側応募者は、主管省庁又は地方科技庁を通して、MOST国際合作司に提出してください。中国側の締切りは2009年6月15日午後5時とします。

## IV 提案書の評価

### 1. 評価手順

JST と MOST で別々に選任された専門家で構成される委員会にて全ての提案書が評価されます。この評価結果を元に、JST と MOST は協力して支援する課題を選定します。

### 2. 評価基準

以下の一般的な評価基準を適用します。

- ① 制度の主旨及び対象分野への適合性  
提案内容は制度の主旨及び対象分野に合致したものであり、且つ当該研究交流の基盤が整備されていること
- ② 研究代表者の適格性  
研究代表者は提案課題を推進する上で十分な洞察力又は経験を有しており、当該事業での支援期間中に継続して研究交流を円滑に推進できること
- ③ 計画の妥当性  
計画は適切な研究交流実施体制、実施規模であること
- ④ 研究交流の有効性  
相手国との活発な研究交流が行われ、さらに当該研究交流によって以下の何れかが期待できること
  - a. 当該分野の新しい知の創造による画期的な科学技術の進展または新分野の開拓
  - b. 相手国との研究交流において中心的役割を果たし得る研究者の育成
  - c. 当該事業を端緒とした相手国との研究交流の持続的な発展
- ⑤ 現在の研究活動  
提案の研究交流が、日本と中国において既に進行中の研究を強化し、さらに付加的な価値を創出する研究交流であること。

### 3. 結果の通知

選定の結果については、2009年11月末頃までに、採否にかかわらず、研究代表者に通知します。

## V 採択後の研究代表者の責務

### 1. 年度ごとの進捗報告

日本側研究代表者は毎年度終了後速やかに研究交流の進捗状況報告を、及び研究代表者の所属する大学等は支援費の管理報告をJSTに提出してください。中国側研究者は国際科学技術協力計画に基づいて報告してください。

### 2. 終了報告

日本側研究代表者は、国際研究交流期間が終了した時に期間内に実施した研究交流の終了報告を、速やかにJSTに提出してください。経理報告だけでなく、交流活動報告も必要です。この終了報告には、全体概要（A4で5枚以内）を含めてください。

なお、研究交流の成果を学会等で外部発表した場合には、終了報告書に発表内容の別刷り等を添付してください。

中国側研究者は国際科学技術協力計画に基づいて報告してください。国際研究交流期間が終了した時に期間内に実施した研究交流の終了報告を、速やかにMOSTに提出してください。この終了報告には、全体概要（A4で5枚以内）を含めてください。

なお、研究交流の成果を学会等で外部発表した場合には、終了報告書に発表内容の別刷り等を添付してください。

## VI 日本側応募者の責務

### 1. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を提出することが必要です。（実施状況報告書の提出がない場合の研究実施は認められないことがあります。）

このため、下記ホームページの様式及び提出方法に基づいて、契約予定日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に報告書が提出されていることが必要です。

#### 【URL】

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/02\\_b/08191222/001.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b/08191222/001.htm)

提出期限等、報告書提出の詳細は、採択決定後、JST総務部研究機関監査室より文書にてお知らせいたします。（なお、JSTは、報告書が提出されていることを確認した上で、契約を締結いたします。）



ただし、2009年4月以降、既に、別途の事業の応募等に際して報告書を提出している場合は、今回新たに報告書を提出する必要はありません。その場合は、申請にあたり、「実施状況報告書は〇年〇月〇日に提出済み」である旨の書面（様式自由）を同封してください。

また、2011年度以降も継続して事業を実施する場合は、2010年秋頃に、再度報告書の提出が求められる予定ですので、文部科学省あるいは独立行政法人科学技術振興機構からの周知等に十分ご留意ください。報告書の提出の後、必要に応じて、文部科学省（資金配分機関を含みます）による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。なお、報告内容に関して、平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、研究費を交付しないことがあります。

## 2. 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究課題名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜機構のホームページにおいて公開します。

## 3. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）からの政府研究開発データベース\*への情報提供等

文部科学省が管理運用する府省開発共通研究管理システム（e-Rad）を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがあります。

\* 国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

#### 4. 不合理な重複・過度の集中

不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。（また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。）

### VII 日本側研究者への注意事項

#### 1. 安全保障貿易管理に伴う各種規制

研究機材の輸出のみならず、技術データや技術支援については、輸出規制の対象となることがありますので、本邦の法律・制度、相手国の法律・制度および国際ルールを十分に遵守して下さい。

#### 【参考】

「経済産業省」ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

#### （抜粋）

「近年、我が国の重要な先端技術情報が海外へ不用意に流出し我が国の産業競争力等に影響を及ぼしているとの指摘や報道等が数多く見受けられます。他方、安全保障貿易管理の観点からも、不注意な技術の漏えいにより、大量破壊兵器等の開発、製造又は使用に係る技術が懸念国やテロリストに渡れば、我が国や国際社会の平和及び安全の維持に多大な影響を及ぼしかねないため、安全保障上の機微な技術を保有する者には、慎重な対応が求められます。」（同URLに掲載の「安全保障貿易管理に係る機微技術管理ガイダンス（平成20年1月）」より抜粋）

なお、相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについては、相手国の法令にも従ってください。研究計画上、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、関連条約等（生物多様性条約、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書）の批准の有無、コンプライアンス状況等について、あらかじめ十分な確認をお願いします。

生物遺伝資源へのアクセス、および生物多様性条約の詳細については、下記ホームページをご参照ください。

#### 【参考】

「財団法人バイオインダストリー協会」ホームページ

<http://www.mabs.jp/index.html>

“Convention on Biological Diversity” ホームページ

<http://www.cbd.int/>

## 2. 生命倫理および安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理および安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守して下さい。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行って下さい。

各府省が定める法令等の主なものは以下の通りですが、このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご留意ください。

- (1) ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成12年法律第146号)
- (2) 特定胚の取扱いに関する指針(平成13年文部科学省告示第173号)
- (3) ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針(平成19年文部科学省告示第87号)
- (4) ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)
- (5) 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)
- (6) 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について(平成10年厚生科学審議会答申)
- (7) 疫学研究に関する倫理指針(平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号)
- (8) 遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号)
- (9) 臨床研究に関する倫理指針(平成20年厚生労働省告示第415号平成20年7月31日改訂、平成21年4月1日施行)
- (10) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律

(平成15年法律第97号)

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記のURLをご参照下さい。

**【参考】**

「文部科学省」ホームページ『生命倫理・安全に対する取組』  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/seimei/main.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.htm)

3. 各種サンプルや試料の取り扱い

研究計画上、相手国におけるサンプルや試料を必要とする研究又は調査を含む場合は、生物資源等の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

4. 人権および利益の保護

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

5. 社会的・倫理的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画上及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。また、上記の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、および事実の公表の措置等を取ることがあります。

6. 研究者の安全に対する責任

本事業の研究交流期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JSTは一切の責任を負いません。

7. 研究成果の軍事転用の禁止

本事業の研究交流から生ずる研究成果の軍事転用は、一切禁止します。

日本側の申請者は質問や書式に関して、以下のアドレスに直接お問い合わせください。



愛宕 隆治, 田中 哲治

JST

Tel. +81(0)3-5214-7375

Fax +81(0)3-5214-7379

sicpch2@jst.go.jp